

Q1 自分の仕事は、医療や交通などではないが、シフト上どうしても出勤しなければならない日があります。応急保育を申し込めますか。

A 応急保育の対象者は、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービス従事者やひとり親家庭などとさせていただいておりますが、例示の職種以外でも、どうしても仕事を休むことができない等、ご家庭における個別の事情がある場合は、園にご相談ください。

Q2 医療従事者のため、一時保育の申し込みがしたい。休園中も一時保育を申し込むことができますか。

A 応急保育要件に該当する方であれば、一時保育（休日保育含む）についても、申し込むことは可能です。その場合も「世田谷区応急保育申込書」に必要事項を記載のうえ、園にご相談ください。

Q3 「世田谷区応急保育申込書」について、カレンダー内の日曜・祝日にも記入欄が設けられているが、日曜・祝日も預かってくれるのでしょうか。

A 今回の様式は、休日保育実施園にも対応したものになっているため、日曜・祝日にも記入欄を設けております。ご記入の際は、通われている園の通常運営日の中での記入をお願いします。

Q4 応急保育の場合は、弁当持参とあるが、なぜ給食の提供がないのですか。

A 感染防止の観点から、休園中はできるだけ外部の方の立ち入りを制限しているため、食材の搬入が伴う給食についても休止とさせていただいております。

Q5 勤務先から保育園が休園していることの証明を出すように言われたので、区から休園証明を出してもらえますか。

A 区から配布した「区内保育施設在園児童の保護者の皆様へ」の通知文でご対応をお願いいたします。ホームページからもダウンロードできます。

Q6 休園は5月6日までとなっているが、5月7日からは保育を再開すると思っよいのですか。

A 4月末を目途に、区内の感染状況や各施設の体制等を確認したうえで、5月7日以降の取り扱いについては改めてお知らせいたします。